

[事案 18-14] 更新手続無効確認請求

- ・ 平成 18 年 12 月 19 日 裁定申立受理
- ・ 平成 19 年 7 月 4 日 和解成立

< 事案の概要 >

被保険者である妻が行った定期保険特約の更新中止手続きについて、契約者である申立人はメキシコに赴任中で全く知らされておらず、契約者本人が行っていない更新中止手続きは無効である。約款規程にもとづいて同特約が更新されていたものとし、同特約の死亡保険金を支払ってほしいとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

終身保険に付加された定期保険特約（死亡保険金1500万円、10年更新型）の更新時（平成13年10月）に、同特約が更新されていなかったこと（同500万円に減額）を契約者である自分（夫）は全く知らされておらず、被保険者（妻）が死亡した（平成18年8月）後に保険金請求手続きをする時点で初めて知った。

更新が中止された当時、自分はメキシコに単身赴任中であり、更新中止手続きは亡くなった妻が自分の知らない間に行ったものであり、同手続きに関する書類に契約者である自分は署名・押印しておらず更新中止の手続きは無効である。

従って、同特約の約款条項「契約者から特に申し出がない場合、定期保険特約は自動更新が適用される」との規程にもとづき、定期保険特約が更新されていたものとして、同特約にもとづく死亡保険金を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

下記の理由により、定期保険特約は有効に中止されており、同特約の死亡保険金を支払ってほしいとする申立人の要求には応じられない。

- イ) 当社職員は定期保険特約の更新について、契約者である申立人が海外単身赴任中であることから、申立人の妻に「契約者と連絡をとり返事がほしい」旨依頼し、後日妻から「更新を中止する連絡があった」と聞かされ、妻の代筆で更新中止手続きを行ったのだから、妻は契約者から更新中止の代理権を付与されたと言うべきである。
- ロ) 妻が記入した特約更新中止請求書の筆跡と、生命保険契約申込書、給付金・払込免除請求書の筆跡は同一であり、生命保険契約の申込みと給付金の請求も妻が手続きしたと考えられ、申立人も契約申込みと給付金請求は否定していない。申立人は、妻に生命保険契約に関する包括的な代理権を付与していたと言うことができる。
- ハ) 給与から引き去られていた保険料が同特約中止後に5千円余減少したこと、同特約が付加されていない契約内容が記載された「契約内容のお知らせ」が年1回送付されていたことなどから、申立人は、同特約が更新されていなかったことを了知していたはずであるにもかかわらず、異議を申し立てなかったのであるから、イ)、ロ)で記載のとおり、申立人は妻に代理権を付与していたと言うべきである。
- ニ) 仮に妻に代理権が付与されていなかったとしても、ハ)で記載のとおり、申立人は無権代理行為を追認したと評価すべきである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では書面にもとづき無権代理について審理を行うとともに、「特約更新中

止請求書」が提出された際の契約者の意思確認の手続き、同特約更新中止後から被保険者が死亡するまでの更新中止(死亡保険金の減額)についての申立人による認知状況等について、申立人および会社双方から事情聴取を行った。

その結果、更新中止手続きにおける契約者の意思確認については、書面での通知確認が可能であったこと等、裁定審査会の見解を会社に伝え和解の斡旋を行ったところ、会社から和解案(定期保険特約死亡保険金の一部支払等)の提示があり、同案を申立人に提示したところ同意が得られたので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。